



令和3年10月13日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和3年10月
事業の種類	その他の建設業
災害の概要 (注1)	総2階建て建物の壁に設置された防犯カメラを交換するため、はしごを建物壁に立てかけて作業中、高さ約5mから墜落し、コンクリート地面に頭部を強打し、死亡した。保護帽は未着用であった。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>はしごを使わず、墜落の危険が相対的に低いローリングタワー(移動式足場)、高所作業車を使用すること。</p> <p>高さ2m以上で作業を行う場合は、墜落制止用器具(安全帯)の着用等の墜落防止措置を講じること。</p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>○ はしごの上部・下部の固定等のはしごの転位防止措置を講じること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none">● はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！(平成29年作成リーフレット) (https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000839289.pdf)● はしごを使う前に(令和3年3月作成リーフレット) (https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf)  

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。